

# フィンランド資料

## 1. 社会一般



### ●フィンランド共和国の概要

フィンランド共和国の基本データ	
面積	33万8,145平方キロ(国土の68%は森林)
資源	木材、銅、鉛、亜鉛
人口	528万人(2007年推定)
首都	ヘルシンキ(人口56万人)(2006年推定)
主要都市	エスボー、タンペレ、バンター、トゥルク
住民	フィン人(93%)、スウェーデン系(6%)、サーミ系
公用語	フィンランド語、スウェーデン語
宗教	福音ルーテル教会及びフィンランド正教会が国教
通貨	ユーロ(1ユーロ=125円) 【旧フィンランド・マルカ=約22円】
国内総生産	2,460億ドル(2007年)
一人当たり国民総所得	4万4,400ドル(2007年)

(「世界年鑑 2009」共同通信社より作成)

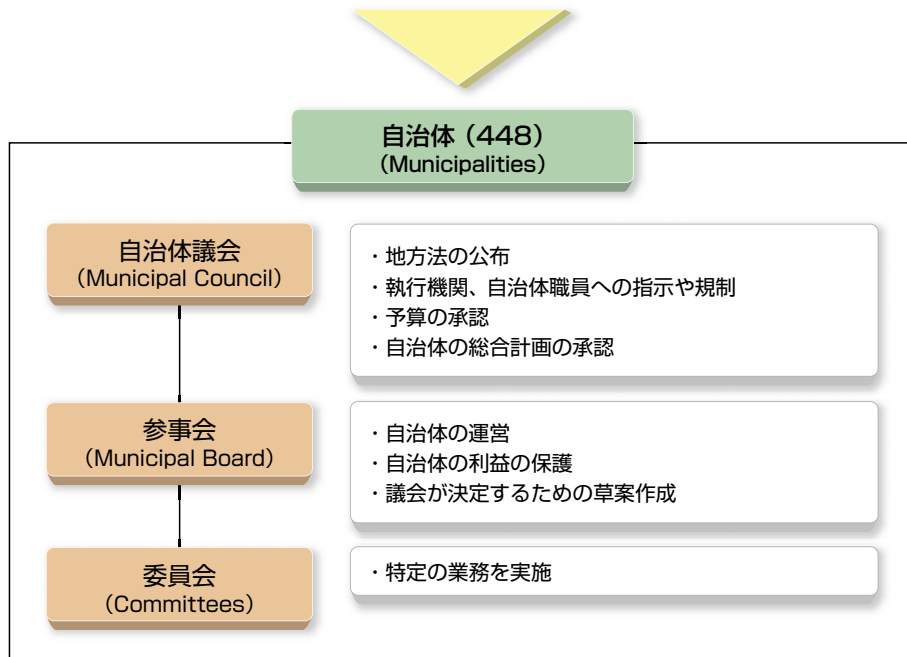
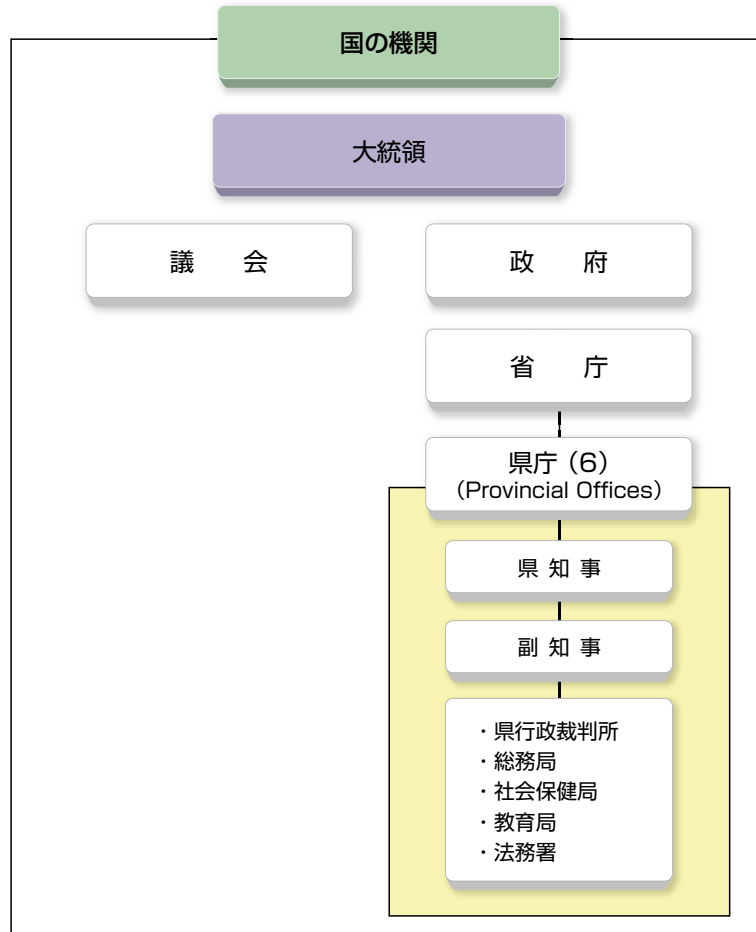
### ●フィンランドの国家体制

政治体制	共和制、大統領制
元首	大統領(任期は6年)
議会	1院制(合計200議席、任期は4年)(2008年10月現在) <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央党 51議席</li> <li>・国民連合 51議席</li> <li>・社会民主党 45議席</li> <li>・左翼同盟 17議席</li> <li>・緑の党 14議席</li> <li>・スウェーデン人民党 10議席</li> <li>・キリスト教同盟 7議席</li> <li>・その他 5議席</li> </ul>
政府	・首相(大統領が議会と討議した後に指名、議会によって信任) ・大臣(首相が推薦し、大統領が指名)
司法	最高裁判所、最高行政裁判所、高等裁判所、地方裁判所、地域行政裁判所

(「世界年鑑 2009」共同通信社より作成)



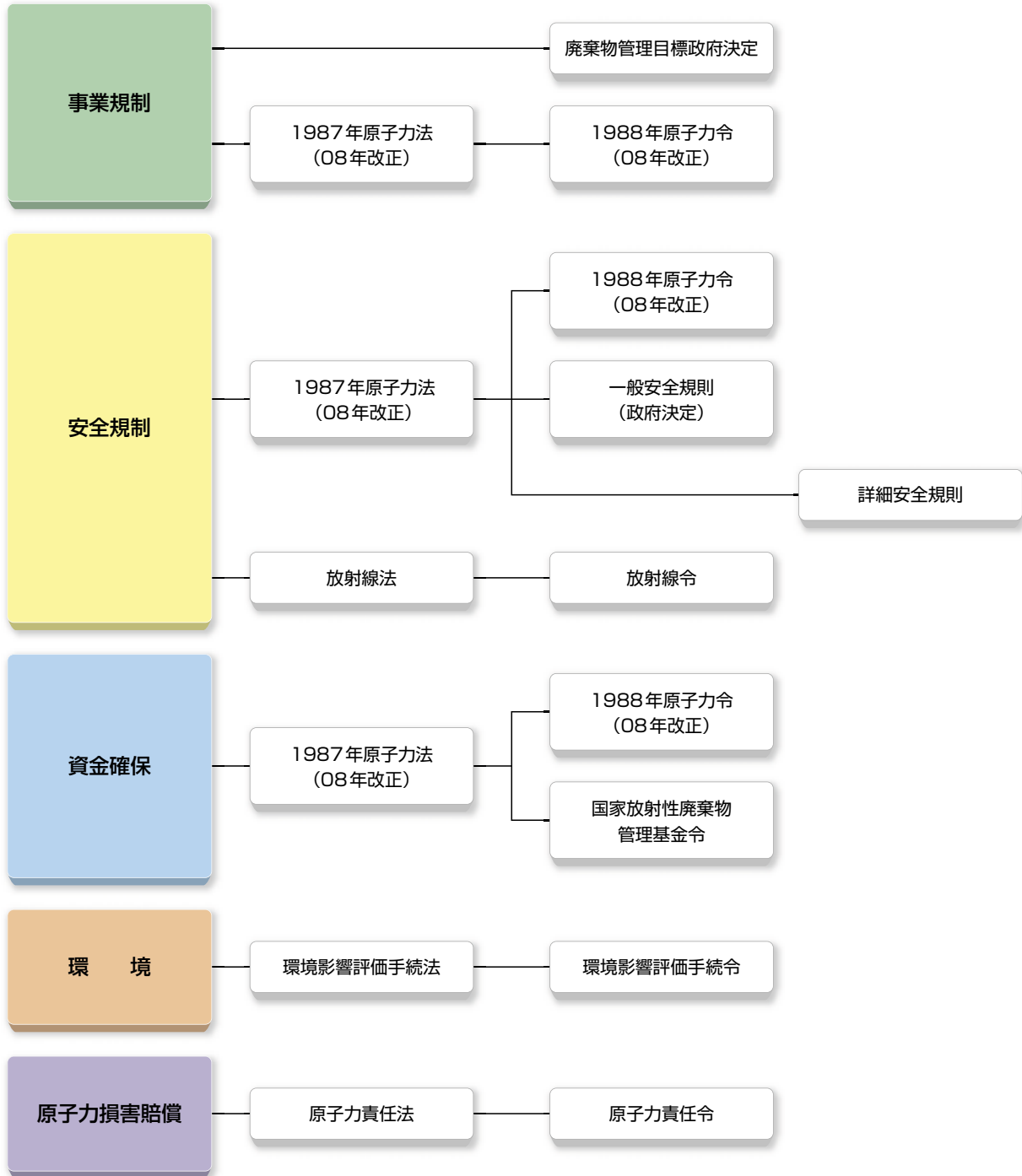
●フィンランドの地方自治体制度



※括弧内の数字は個数  
 (「フィンランドの地方自治」財団法人自治体国際化協会及び「Find out about フィンランド」オタヴァ出版社より作成)

## 2. 処分に関わる法制度

### ● 処分に関わる法令及び政府決定体系図



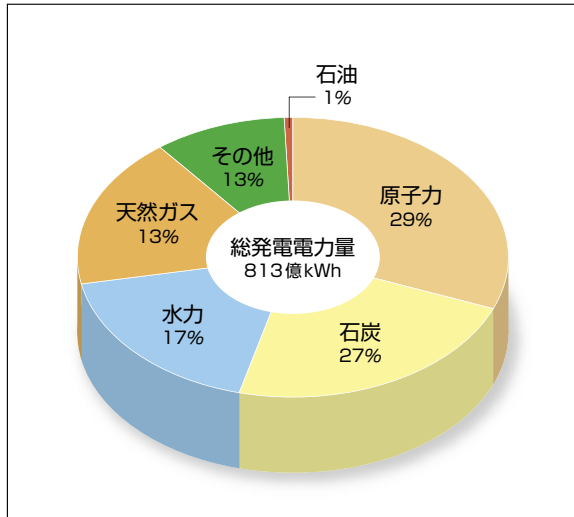


## ● 処分の法制度及び政府決定

	内 容
事業規制	<p>高レベル放射性廃棄物処分に関する基本的な枠組みを定めているのは、原子力法です。ただし、サイト選定を含めた基本的な処分の方針については、1983年に政府による廃棄物管理目標に関する原則決定が行われています。</p> <p>廃棄物管理目標の原則決定では、処分責任、計画作成義務、資金負担義務等について、その後の原子力法での規定の骨格となる制度、及び段階的なサイト開発から処分場の操業に至るまでの目標時期も定められています。</p> <p>原子力関係の基本法である原子力法は、原子力利用が社会全体の利益に合致し、人間と環境に安全であることを確保するため、原子力の利用、放射性廃棄物管理（貯蔵・処分等）の許認可手続や関係機関の役割等を明確に定めている法律です。</p> <p>原子力法では、処分場を含む重要な原子力施設の建設を行うにあたり、原則決定手続を定めています。原則決定手続とは、その原子力施設の建設が社会全体の利益に合致するという原則的な判断を、建設許可の申請よりも早いタイミングで、政府が決定するものです。この決定が有効となるためにはさらに、議会によって承認を受けることが必要とされています。この原則決定の申請を行うためには、安全評価の実施等のほかに、地元自治体からの肯定的な意見を得ることが必要と定められています。</p> <p>原子力令は、原子力法の規定のより詳細な手続等を定めた政令です。</p>
安全規制	<p>放射性廃棄物の処分施設の安全性・安全基準についてのみ直接規定する特別な法律や政令はありません。安全性確保のための基本的な枠組みは、原子力法及び原子力令で定められています。</p> <p>処分場に係る安全性に関しては、2008年の「原子力廃棄物の最終処分における安全性に関する政令」で基本的な要件の原則が示されています。さらに安全規制の細目については放射線・原子力安全センター（STUK）が定めることとされており、2001年5月に「使用済燃料処分の長期安全性の指針 YVL 8.4」、2002年に「使用済燃料最終処分場の操業指針 YVL 8.5」が定められています。</p> <p>また、放射線防護全般に関わる規制は、放射線法によって規定されています。</p>
資金確保	<p>放射性廃棄物管理のための資金確保の枠組みについても原子力法により規定されています。そこでは、放射性廃棄物管理のために特別な基金を国に設置すること、原子力発電会社による費用負担原則、費用の見積り方法と必要とされる資金の拠出方法、集められた資金の管理方法などが定められています。</p> <p>特に国家放射性廃棄物管理基金（VYR）については、原子力法において国家予算から独立した基金として設置するとされるとともに、より詳細な規定が「国家放射性廃棄物管理基金（VYR）に関する政令」（廃棄物基金令）等で定められています。</p>
環境	<p>フィンランドにおける放射性廃棄物の処分場の建設については、環境影響評価（EIA）が要求されています。EIAに関する手続は、EIA手続に関する法律及びEIA手続に関する政令に定められた評価手続に従って実施されます。</p> <p>このEIA手続の主要なポイントとしては、実際の評価活動に入る前にEIA計画書が作成された段階で、地元住民や自治体等に意見書提出の機会が与えられており、ここで表明された意見は調査機関（原子力施設の場合は雇用経済省）がとりまとめ、必要に応じてEIA計画書の修正を命じることができる制度となっています。また、評価結果に対しては、公聴会や住民意見の聴取、関係機関からの意見書を取得した上で、雇用経済省が評価の適切さに対する意見書を出すこととされています。</p>
原子力責任	<p>フィンランドの原子力損害賠償に関する法令としては、原子力責任に関する法律（原子力責任法）及び原子力責任に関する政令（原子力責任令）がありますが、これらは、第三者責任に関するパリ条約とブリュッセル補足条約及び民事責任に関するウィーン条約の国内法化を図る法令ともなっています。</p>

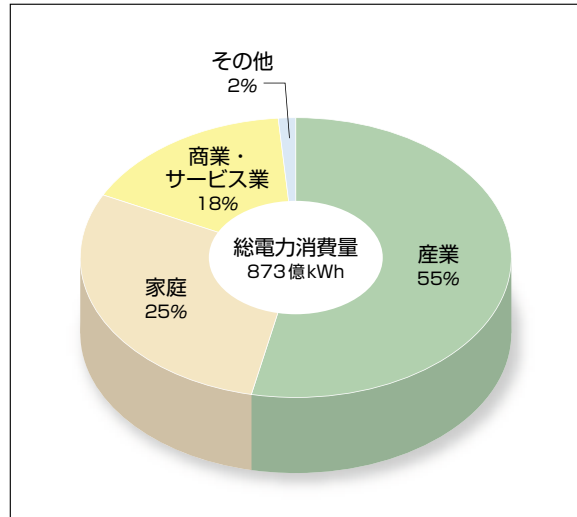
### 3. 電力供給構成と原子力発電

● フィンランドの電力供給構成(発電量－2007年)



(Electricity Information 2009, IEA より作成)

● フィンランドの部門別電力消費(2007年)



(Electricity Information 2009, IEA より作成)

● フィンランドの主要な原子力関連施設



	原子力発電所(商業用、運転中)
	放射性廃棄物処分場
	処分場予定地・特性調査施設



## 4. 放射性廃棄物

### ●放射性廃棄物の区分

区分	種類
高レベル放射性廃棄物	使用済燃料
中レベル放射性廃棄物	主に原子力発電の運転により発生する運転廃棄物及び廃炉廃棄物
低レベル放射性廃棄物	主に原子力発電の運転により発生する運転廃棄物及び廃炉廃棄物

### ●高レベル放射性廃棄物の中間貯蔵

設備	所有者/運転者	受入廃棄物	廃棄物発生源
オルキオ原子力発電所貯蔵施設 (KPA 貯蔵施設)	テオリスーデン・ヴォイマ社 (TVO 社)	使用済燃料	原子力発電所
ロヴィーサ原子力発電所の中間貯蔵施設	フォルツム・パワー・アンド・ヒート社 (FPH 社)	使用済燃料	原子力発電所

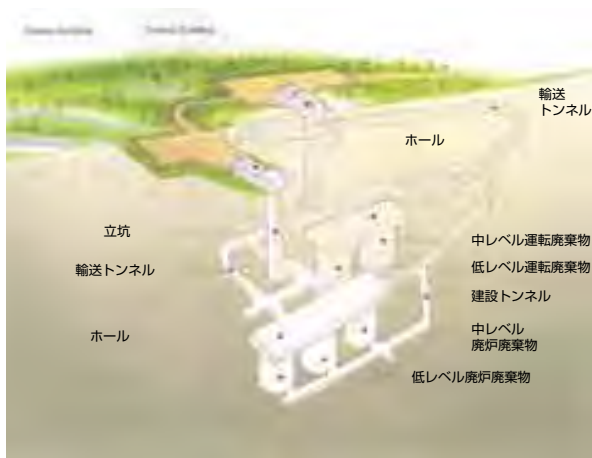
(ボシヴァ社報告書より作成)

### ●中低レベル放射性廃棄物の処分

設備	所有者/運転者	廃棄物発生源	処分施設概要 (方式、深度)	容量	処分量	操業状況	閉鎖後のモニタリング期間
オルキオ処分場	テオリスーデン・ヴォイマ社 (TVO 社)	原子力発電所	浅地層サイロ：深度 60～100m	約 8,432m <sup>3</sup>	4,992m <sup>3</sup> (2008 年末)	1992 年より操業開始	未決定
ロヴィーサ処分場	フォルツム・パワー・アンド・ヒート社 (FPH 社)	原子力発電所	浅地層坑道：深度 110m	約 5,400m <sup>3</sup>	1,527m <sup>3</sup> (2008 年末)	1999 年より操業開始	未決定

(ボシヴァ社報告書より作成)

### ●オルキオ処分場



(テオリスーデン・ヴォイマ社 (TVO 社) 報告書より引用)

### ●ロヴィーサ処分場



(フォルツム・パワー・アンド・ヒート社 (FPH 社) より引用)